

「障害女性への複合差別」の政策課題化

——問題の可視化と当事者のエンパワメントに向けて——

松 波 めぐみ

論文要旨

障害のある女性は、障害があることと女性であることの両面で差別を受けることがある。特にDVや性暴力を受けた場合、障害のない女性よりも困難な状況に陥るにもかかわらず、女性施策からも障害者福祉施策からも救済されてこなかった。本論文は「障害女性への複合差別」という問題を政策課題にしていく過程に焦点を当てる。2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約―日本は2014年1月に批准―において、第6条「障害のある女性」が設けられた。このことは、世界中で複合差別に取り組んでいる人々を大いに勇気づけた。日本でも、早くから「DPI女性障害者ネットワーク」を中心に障害女性自身による複合差別への取り組みがあったが、2006年以降さらに活発化している。その成果として、2013年6月に障害者差別解消法が国会で成立した時、「障害女性に対する複合的な差別」に立ち向かう必要性を含んだ付帯決議が出された。さらに、この問題に対する地方レベルでのめざましい取り組みも始まっている。

目次

はじめに

1. 「障害女性への複合差別」とは

1-1 複合差別とは何か

1-2 障害女性への複合差別

- 1-3 「障害女性」という用語について
 - 1-4 なぜ複合差別の政策課題化が必要なのか
 2. 「障害女性への複合差別」問題への取り組み
 - 2-1 障害者権利条約成立以前
 - 2-2 障害者権利条約第6条（障害女性条項）
 - 2-3 障害者権利条約成立以降の変化
 3. 「障害女性」問題の政策課題化（制度改革・差別解消法・地方条例）
 - 3-1 制度改革への障害女性の参画
 - 3-2 「障害者差別解消法」と附帯決議
 - 3-3 京都府の条例制定における「障害女性」問題
 - 3-4 政策課題化の意義
- おわりにかえて―今後の課題―

はじめに

障害のある女性（以下「障害女性」）は、障害があることと女性であることの両方で差別を受けることがある。それだけでなく、時として深刻な被害状況に陥りながら、女性差別と障害者差別、どちらの「差別」問題への取組みからも救済されにくいのが現状だ。

こうした性質をもつ「障害女性への複合差別」を人権問題として捉え、政策課題としていこうとする動きは、比較的新しいものである。2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約―日本は2014年1月20日に批准した―において、第6条で独立した項目（障害のある女性）が設定された。このことは、日本を含む世界中で障害女性への複合差別に取り組んでいる人たちが強力に後押しすることになった。その一つの成果として、日本が条約批准に向けて障害者制度改革を進める中、2013年6月に障害者差別解消推進法が成立した際、参議院の附帯

決議に「障害女性への複合的な差別」への認識と人権擁護の必要性が明記された。これは国内の障害女性らのグループによる地道な運動が功を奏したものである。また、国レベルの動きと同時平行で、地方における差別禁止条例づくりでも「障害女性」問題への取り組みが出てきた。

本論文では、日本の障害者運動において「障害女性への複合差別」の問題がどのように意識化され、取り組まれ、政策課題化されてきたかに注目する。具体的には国際的な流れ、国レベルの動きを見た後に、地方レベルでの動きを素描し、その意義を考えたい。

取り組みが始まったばかりということとはつまり、現在の日本社会において、深刻な状況にある障害女性への救済策は乏しく、この問題に関する教育・啓発・研修も不十分であることを意味する。本論では最後に、「障害女性への複合差別」を政策課題化することの意義を整理し、今後の課題を述べたい。

1. 「障害女性への複合差別」とは

本節では、まず「複合差別」概念を説明し、中でも「障害女性への複合差別」はどのような現象を指して使われるのかを述べる。

1-1 複合差別とは何か

複数のマイノリティ集団に属している人は、複合的な被差別・被抑圧状況におかれる。ただ「二重に差別がある」というだけではない複雑な現象を整理しようとしたものとして、しばしば引用されるのが上野千鶴子の「複合差別論」である。^①上野の整理によれば、複合差別とは「複数の差別が、それを成り立たせる複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、補償したりという複雑な関係」にあるような状況を指す。

一例をあげれば「人種的にマイノリティであり、女性である」人の場合、マイノリティ男性以上に教育を受ける機会に乏しく、経済的自立が難しい。またコミュニティ内部で暴力の被害にあった場合に、社会における当該マイノリティ集団への差別的な視線があるために（そしてコミュニティ内部での居場所を失うことを恐れて）外に訴え出ることが、マイノリティでない女性以上に難しくなる。^②そして人種的マイノリティである女性が置かれる状況は、人種差別と女性差別の両方の影響を受けながらも、どちらの差別撤廃運動からも見えにくく、救済もされにくい。

複合差別の問題は、しばしば「特殊」「例外的」な問題であるようにみなされる。しかし、マイノリティの属性は交差するのが当然であるし、複数のマイノリティ集団に属する人が、そうでない人よりもいっそう深刻な差別や被害に直面しながらも、構造的な要因によって救済されにくいということは、見逃せない人権問題であり、普遍的に解決策が講じられるべき事柄だといえるだろう。³⁾

1-2 障害女性への複合差別

それでは、「障害者であり、女性である」人に対する複合差別はどのようなものだろうか。「障害女性への複合差別」に固有の定義があるわけではなく、障害者権利条約の第6条でも「障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けている」と表現されているのみである。国内の文書では、内閣府の障害者制度改革推進会議が2010年に出した「第二次意見」⁴⁾において、「障害のある女性は、性の違いに基づく差別と障害に基づく差別という二重の差別など社会的不利益を受ける立場にある」と表現されている。

障害女性の状況に関わって「複合差別」という概念を用いる意義はどこにあるのだろうか。日本社会において「障害女性への複合差別」に正面から取り組み、この概念を当事者や関係者に広く普及させようと努めているのは、後でも述べる「DPI女性障害者ネットワーク」という障害女性を中心としたグループである。彼女らが2012年に作成したパンフレット⁵⁾では、次のように説明されている。「人は、誰でも、同時に、複数の立場を生きています。例えば、ある人は、障害者であると同時に、女性であり、またある人は障害者であると同時に、男性であり、在日外国人であるという場合もあります。複合差別というのは、そうした同時に複数の立場を生きる個人がこころむる、差別経験を捉えようとする言葉です。こうした状態に着目することが必要なのは、片方の差別だけに着目すると他の差別が見えなくなり、問題が解決しにくくなること、また、差別が複合的になることで単に、足し算ではなく、掛け算的な不利益にむすびついているという深刻な状況があることに注意を払う必要があるためです。」(傍線筆者)

ここでの「足し算ではなく掛け算」という表現に注目したい。このQ&Aでは、続いて「障害があり女性であることによる差別と明らかに言える実例」として、性的被害およびそこからの救済のされにくさ、就労、結婚や子どもをもつことへの否定的介入(具体的には、優生保護法の下での不妊手術や、そうでなくとも、妊娠・出産を周囲から祝福されないこと)を実例とともに挙げている。

なぜ「掛け算」なのか

なぜ「女性であること」の困難と「障害者であること」の困難とは、「掛け算」（つまり、想定外ほどの困難）になるのかを、先行研究から考えてみたい。⁶⁾

具体的な事例としてよく挙げられるのが、障害女性は障害のない女性以上に、家族等から暴力や虐待に遭いやすく、救済がされにくいということだ。まず障害女性は、家族の中で「厄介者」扱いされることがある。また、身体的に抵抗しにくいことや、知的障害等につけこんで行われる暴力（虐待）もある。経済的にも、身体介護の点でも家族に依存しなければ生活していけない場合、苦境から逃れることはいっそう難しくなる。こうして障害女性が閉塞的な空間で暴力を受けやすいことの背景には、障害者の扶養の責任を家族に負わせる社会制度や価値観、また女性や障害者が自立して生きることを支える社会資源の不十分さ等がある。

「救済されにくい」ということでは、DV（恋人や配偶者からの暴力）の場合が顕著である。障害のない女性でもDV被害から逃れて新しい生活を始めるのは負担が大きいものであるが、障害女性の場合はさらなる困難がある。まず、DV被害に苦しんでも、それがDVであること、「暴力である」こと、「助けを求めてよい」ということを知らない場合がある。日本社会においてはこの二十年ほどの間に「DV」への認知が宇少しずつ進んできたといえるが、そうした情報が障害女性に十分には届いておらず、DVについて公的に相談できる場所も知られていない。仮に知ったとしても、単独行動の難しさや経済的に独立することが困難である等の理由で、相談をためらうことも多いであろう。

なんとか女性向きの相談窓口につながったとしても、DV被害女性を支援する担当者が、障害女性から相談が来ることを想定しておらず、さまざまな障害者のコミュニケーションの特徴を知らなかったり、障害に関わる知識が乏しすぎたりすると、適切な対応はなされにくい。また相談にたどりつけても、次の段階であるシェルターや婦人保護施設等を、障害女性が利用できないこともよくある。

逆に、障害者にとってより身近な「障害者向き」の窓口ではジェンダーの視点やDV被害等についての知識のない相談員によって、理解を欠いた対応を受ける可能性がある。実際にDV被害に遭っている障害女性が、物理的バリアを理由にシェルターを利用することができず、一般の障害者施設に送られたこともある。⁷⁾つまり障害女性は、DV被害者に固有のニーズを尊重された扱いを受けることが、どこでも難しいということになる。

つまり、障害女性が生活していく上でのニーズや遭遇しうるリスクに対応できる社会制度（社会福祉施策・女性施策）が不十分なこと、また

障害女性自身が社会の中で自己実現していくのに必要な教育・訓練を受けにくいこと等が複合的に絡み合って、困難を形成しているといえるだろう。障害女性に対して「掛け算」といえる困難が生じていることを直視して対策を講じなければ、いつまでも障害女性は後回しにされてしまう。このことに気づいた障害女性自身からの粘り強い取組みが、次節でみるようなさまざまな動きをうみだしていく。

1-3 「障害女性」という用語について

ここで用語について述べておきたい。「障害女性」は一般には聞きなれない言葉であり、「女性障害者」の方がよく使われている。筆者の経験からして、当の障害女性の間でも、「女性障害者」「女性（女）の障害者」といった言い方がなされるのをよく聞く。それでも本論で「障害女性」という用語を使うのは、2007年頃からこの問題に取組みはじめた人たち（後述する「DPI女性ネット」のメンバー等）の間で、軽視されがちであった「女性」の部分に力点をおいた表現として「障害女性」または「障害のある女性」という語が使われ始めたことに由来する。そして、彼女らの活動の成果として、公的文書でも「障害女性」「障害のある女性」が使われるようになってきている⁸⁾。

障害女性に関わる先行研究や彼女ら自身の手記などからわかることは、彼女らは「障害者であり、女性である」という二つの属性をもちながら、もっぱら「障害者」として扱われ、「女性」としては価値が低いものとして——女性としての魅力に乏しい、性別役割分業を担えない者として——扱われる経験をしてきたということだ。障害女性が自らの問題に向き合いはじめた時、抑圧されてきた「女性（女子）」としての経験を直視し、語ることは、時に辛いことであった。だが、そうやって「女性」であることを取り戻す過程が、複合差別の問題化において重要であったからこそ、「障害女性」「障害のある女性」という語が使われるようになったといえる。

1-4 なぜ複合差別の「政策課題化」なのか

ここで、本論文ではなぜ障害女性への複合差別の「政策課題化」に注目するのかを述べておきたい。

先に紹介した上野の複合差別論などは、社会的な観点からの考察であり、必ずしも政策からの欠落を問題にしたものではなかった。本論で見ていくのは、「複合差別」という言葉を知っていたか否かにかかわらず、自分たちの問題を考えようとしてきた日本の障害女性たちが、世界的な大きな流れ——障害者権利条約における「障害女性条項」など——に出会うことでエンパワーされ、日本の社会制度の中で問題解決のしくみを創

設していかうとする過程である。障害女性は―運動と接点がない人が圧倒的多数であろう―社会において二重に弱い立場に置かれているからこそ、公的な制度やしきみが変わらなければ、深刻な被害を受けても救済がなされにくい。後述(3-1)する実態調査報告書では、職場での性暴力被害を裁判に訴えたものの無理解に直面して苦闘する障害女性の声が収録されているが、そこから見えてくるのは裁判規範における女性差別と障害者差別の、まさに複合したものであった¹⁰⁾。問題が複雑だからこそ、解決を個々人の「努力」に委ねることはできない。そこに、障害女性の運動が政策課題化に向かった必然性があるのではないか。本論ではその過程を、いくらかでも明らかにし、今後の課題を考えたい。

2. 「障害女性への複合差別」問題への取り組み

本節では、障害女性が経験する複合差別という問題が、どのように意識化され、可視化され、さらには政策課題となっていくのかを探っていく。

2-1 障害者権利条約成立以前

前面に出にくかった「障害女性の問題」

少なくとも日本の文脈において、「障害女性」が経験する困難について、ジェンダーの視点から意識化され、語られるのは、1970年代、障害者自身の運動が起こって以降と思われる¹¹⁾。

1970年代に問題提起されたのは、たとえば優生保護法(1996年まで存続)の下での強制不妊手術の問題であったり、施設における「入浴時の異性介助」等の問題であったり、地域自立生活が広がる中で障害女性が結婚や出産をしようとして周囲の反対に遭うということであったり、(身体介助を要する)障害女性の子育てに関することであったりした。こうした問題意識は障害者運動の集会で討論されたり、出版物で共有されたりすることもあった¹²⁾。障害女性が、大人の女性として扱われないことや、「産む性」から排除されていることへの問題意識は、早くから存在したのである。

とはいえ、「障害女性ならではの問題」が運動の前面に出ることはほとんどなかった。障害当事者運動には初期から障害女性が数多く参加して

きたにもかかわらず、他の大半のマイノリティの運動と同様、運動のリーダーに男性が多かったという事実がある。障害者運動の主要なテーマ（地域自立生活における介助保障、交通バリアフリー化等）の陰に隠れ、女性にまつわることは周辺化されていた。¹⁴

障害者運動に限らず、福祉領域やメディア等において、障害女性の「結婚、出産、子育て」が取り上げられることは珍しくなかった。しかしこうしたライフイベントは、大多数の障害女性が当たり前に経験するものともいえない。「女性の問題」として典型的に語られることがらとは別に、障害女性が経験しているより日常的な抑圧や構造的な不平等があるが、それらについては、従来、調査研究もほとんどされてこなかった。また障害女性（女子を含む）への性暴力や虐待は、一部で深刻さが指摘されることはあっても、限定的にしか取り組まれてこなかった。こうして、障害女性の問題意識が散発的に語られることはあっても、情報が全国的に共有されたり、支援策が講じられたりすることには、なかなかならなかった。

DPⅠ女性障害者ネットワークの始動

そんな中で、1986年に結成された一つのグループに注目したい。DPⅠ女性障害者ネットワーク（以下「DPⅠ女性ネット」）は1986年、脊椎カリエスの障害をもち、当時DPⅠ（障害者インターナショナル）日本会議の副議長だった樋口恵子の呼びかけにより、「国内の女性障害者のネットワークづくりと情報交換」を目的として結成された、個人をネットワークでつなぐグループである。1986年9月に東京で行われた交流合宿では、メインテーマを「女性障害者の自立促進と優生保護法撤廃」と決定し、以来、交流合宿や機関紙の発行、シンポジウムの開催等を行ってきた。当時の記録を見ると、自立生活センターに関わり、ピアカウンセリングを行っている障害女性が多かったようである。このDPⅠ女性ネットの樋口や、同メンバーである安積優歩、堤愛子はカイロでの国際人口会議（1994）や北京女性会議（1995）に参加して、日本の「優生保護法」の問題点を女性団体とともに訴え、同法が1996年に廃止されることに貢献した。

しかしDPⅠ女性ネットはもともと地理的基盤を共有しない、少数の個人のネットワークであり、主力のメンバーは他の活動でも忙しかった。優生保護法廃止を達成した後は徐々に活動が途絶え、2000年以降は事実上、休止状態であった。このDPⅠ女性ネットが再起動する大きなきっかけになったのが、障害者権利条約における「障害女性条項」創設である。

2-2 障害者権利条約第6条（障害女性条項）

国際的な「女性条項」への努力

国際的な障害者運動において、世界のいかなる地域においても障害女性は社会的地位が非常に低く、貧困や暴力・虐待に晒されやすいことは指摘されてきた。だが十分な取り組みはなされず、1991年に施行された「アメリカ障害者法（ADA）」をはじめとする各国の差別禁止法制においても「障害女性」の視点は取り入れられてはいなかった。そしてもちろん、女性差別撤廃条約など「女性の人權」に関わる法律制度に、障害女性への配慮の規定はなかった。これまでの国連の人権条約の中で、複合差別について規定を設けたものはなかったのである。

2001年12月の国連総会を契機に、障害者権利条約の策定プロセスが開始されて以降、とりわけ韓国やヨーロッパの障害女性や女性団体は、「障害者」という集団の中のジェンダー格差に注目し、障害女性が背負わされている複合的な困難を可視化させるよう求め、障害女性問題の条文化を求めて活動した。

ところが様々な理由から「女性」をとりだして条文化することに反対する勢力があり、2004年に出された障害者権利条約の「作業部会草案」には障害女性条項は入っていなかった。¹⁵ その背景には、議論の過程で表面化した、各国の宗教的立場の違い、男女の社会的役割や性についての考え方の違いがあった。¹⁶

だが最終的に、韓国などの障害女性らによる精力的な働きかけが実って、2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約には、独立した「障害女性」条項（第6条）が設けられることになった。このことは障害女性が抱える問題を可視化するという点で大きな意味をもつことになる。

第6条（障害女性条項）の内容

それでは権利条約第6条（障害のある女性）はどのような内容か。条文は二項からなり、第一項では、「締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人權及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとること」とある。この条文は、障害者のなかでも、男性より女性や少女のほうがさらに弱い立場におかれ、女性ゆえの差別や虐待も受けているという普遍的な事実への認識を迫るとともに、障害女性の人権や自由が守られるための措置がとられなければ

ばならないことを、締約国に求めている。

第二項には、「この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる」ことが明記されている。ここでは障害のある女性が、障害のある男性と、あるいは障害のない人たちと同じように、自分自身が本来もっている力を引き出し、人として向上し、発展していけるための環境づくり、条件づくりをするように締約国に求められているのである。

障害者権利条約（その前段での「障害の社会モデル」概念の普及）におけるパラダイム転換を示すものとして、障害者を「保護の対象から権利の主体へ」というフレーズがあるが、第6条においてもこの考え方が現れている。つまり、障害女性は貧困や暴力の犠牲者であるから保護して救済すべきである——というのみを述べているわけではない。彼女らは二重に社会的抑圧を受けることで、人として本来もっている力を発揮できないでいるに過ぎず、社会的障壁をとりのぞくことによって、彼女らは権利の主体として、また社会変革の主体として生きていくことができる、というメッセージが込められているのである。

障害女性の実態に即した他の条項

第6条は包括的な規定であり、具体的な権利侵害については述べられていない。条約の中で障害女性がおかれている実態の改善を求める条文に、第16条と23条がある。¹⁷⁾

まず第16条（搾取、暴力および虐待からの自由）の背景には、日本を含む世界中で虐待事件が後を絶たず、被害者が声をあげにくい者に集中する傾向があり、多くの事件が立証もされないまま闇から闇へ葬り去られているという現状認識がある。日本においても、そもそも障害者への虐待について民事・刑事の司法救済が有効に機能しない中で、障害女性の視点にたった制度は皆無であった。

第16条1項は、「あらゆる形態の搾取、暴力および虐待（ジェンダーを理由とする状況を含む）から障害のある人を保護するため、適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置」をとることを締約国に求めている。2項では、それらの措置にあたっては、障害者本人、家族、介助者に対して、「性別および年齢に配慮した援助や支援」を確保していくことが明記されている。さらに3項では暴力および虐待の発生予防の計画とそのモニタリング、4項では被害を受けた人への回復支援におけるジェンダーへの配慮が述べられている。

続いて第23条（家庭および家族の尊重）は、婚姻、家族関係に関わる障害を理由とした差別を禁止しているものである。実は、条約の制定過程では、ヨーロッパや南米を中心として、「性を有する個人」として認められる権利、性と生殖に関わる権利についてより踏み込んだ規定が提案されていたが、墮胎を認めない宗教的伝統をもつ国家等の反発を受け、控えめな規定とならざるをえなかった。しかし日本における優生保護法の下での強制不妊手術を例に挙げるまでもなく、障害女性への人権侵害が横行してきた領域について、ようやくできた規定といえる。

障害者権利条約において、一連の「障害女性」関連の条文が成立した背景には、障害女性に対する虐待や性的被害を社会的に認知させ、支援体制を確立する必要があるという切実な課題があった。また同時に、教育機会や職業訓練の機会が確保されていない等、構造的に不利益を強いられている世界の障害女性たちからの声があったことも間違いない。¹⁸⁾

2-3 障害者権利条約成立以降の変化

障害者権利条約において障害女性条項が創設されたことは、日本国内で障害女性が抱える困難に関心をもっていた人々を大いに力づけることになった。

DPI女性ネットの再活発化

権利条約成立の翌2007年に、韓国でDPI（障害者インターナショナル）の世界大会が開かれ、そこで「障害女性」問題に焦点をあてた分科会がいくつも開かれ、日本で活動してきた障害女性たちも、スピーカーとして登壇した。DPI世界大会での「障害女性」関連の分科会では、貧困、リプロダクティブライツ、優生思想、性暴力、労働など多彩なテーマが議論され、出席していた日本の障害女性たちにとって大きな刺激となった。筆者も参加していたが、会場では、障害女性どうしの国境を超えた連帯が繰り返し謳われた。

2007年の世界大会に参加した障害女性や支援者、またその報告会に参加した人などが中心になって、日本においても障害女性が声をあげ、その人権を擁護しようとする動きが急速に活発化していく。その中心になったのが、活動休止状態にあったDPI女性ネットであった。1980年代から活動してきたメンバーのほか、新たに関心をもった障害女性、また女性団体の関係者などが合流していき、メーリングリストでの情報交換も盛んになった。東京では定期的に会合が開かれるようになった。2007年以降、学習会や映画上映会、国際会議へのメンバー

の派遣を行うとともに、「第3次男女共同参画基本計画」に意見書を出すなど、政策提言に関わる活動を強めていく。こうしたプロセスを通して、障害女性を中心としたメンバーは多くのことを学び、力を蓄えていった。このことが、条約批准のための国内制度改革（後述）への積極的関与につながっていく。

だがDPI女性ネットの活動のなかでもう一点注目したいのは、政策提言のような「目立つ」（あるいは高学歴、経験や見識がある人だけが行うと見られるような）活動に特化することなく、地道に「障害女性」問題の基本的知識の普及にとめたり（たとえば東日本大震災の際のパンフレット「あなたの避難所にこんな方がいたら」作成、配布¹⁹）、孤立しがちな障害女性どうしがつながる場を設けようとしたり、障害女性当事者のエンパワメントに心を砕いてきたことである。2009年より、経験共有の場として、障害女性であれば誰でも参加できる「しゃべり場」を定期的に開催してきたこともその一つである。

2節をまとめると、70年代から障害女性が経験を話し合ったり、優生保護法など自らの身体や性に関わる問題を提起することは行われてきたが、こうした動きが障害者運動の中で前面に出ることはなかった。ところが、障害者権利条約第6条の創設や、DPI世界会議への参加等を契機となつて、DPI女性ネットに集う女性たちは「障害女性への複合差別」が世界共通の人権課題であることを理解し、また2007年以降に経験共有や意見交換の機会も増えるなかで、政策提言を行う力をもつけていった。

3. 「障害女性」問題の政策課題化 〔制度改革・差別解消法・地方条例〕

「障害女性」について法的な枠組みが何もなかった日本社会において、この数年の間にめざましい動きがあった。障害者権利条約の批准をめざした国内の障害者制度改革の中で、「障害女性への複合差別」を政策課題にするための問題提起がなされ、法律にも一定の影響を与えた。その影響は地方にも及んでいる。

3-1 制度改革への障害女性の参画

「障がい者制度改革推進会議」と障害女性の参加

2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約について、日本政府は2007年9月に署名を済ませ、批准に向けて国内法の整備をはかることになった。このプロセスに障害者の権利擁護に取り組んできた障害当事者団体が関わっていくことになった。

2009年12月、内閣府に総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が置かれ、その事務局である「障がい者制度改革推進室」の室長には、JDF（日本障害フォーラム）の推薦で、車いすの障害者である東俊裕が就任した。そして具体的に政策立案を担う「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」、2012年度途中からは「障害者政策委員会」の委員には、障害当事者および家族が半数以上を占めた。これは日本の障害者制度をめぐる歴史において画期的であり、障害者権利条約制定時のスローガンでもあった「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！（Nothing about us, without us）」が国内の制度改革でも実践されたといえる。

前述のDPI女性ネットのメンバーは、この制度改革に大きな関心を示し、当初から積極的に関与していった。残念ながら、推進会議の委員の中に障害女性の当事者はいなかったが、障害者運動のリーダーや教育問題に詳しい女性弁護士で、複合差別の問題に高い見識をもつ者はいた。DPI女性ネットは、さまざまな機会を捉えて、「障害女性への複合差別」の政策課題化に挑んでいった。以下にその過程を見ていく。

「第二次意見」と障害者基本法改正

推進会議は2010年6月に「第一次意見」を出して改革全体のロードマップを示し、同年12月の「第二次意見」を出した。この「第二次意見」は、「障害者基本法」（2004年制定）を改正するための指針を示すものであった。DPI女性ネットは、意見書作成やヒアリングを受けることを通して、「障害女性への複合差別」のことを障害者基本法改正に組み入れるように求めていった。その法的根拠はもちろん障害者権利条約第6条である。彼女らの活動の結果、推進会議の「第二次意見」には、これまでのいかなる公的文書よりも詳しく「障害女性への複合差別」への取り組みの必要性が述べられていた。

結局、「第二次意見」が出された8ヶ月後、2011年7月に「障害者基本法」改正案が参議院本会議で可決、成立した。そこにはDPI女性ネットが求めていた「障害女性」についての条文はなく、「性別」に配慮するという表現にとどまった。しかしジェンダーの視点が皆無だった従

来の基本法と比べれば、明らかな前進であった。

「差別禁止部会」への障害女性の実質的な参加と「意見書」

その後、推進会議の課題別専門部会としては「総合福祉部会」と「差別禁止部会」が設けられ、それぞれに議論が重ねられた。「差別禁止部会」は障害分野に詳しい法律家や活動家を中心に編成され、そこにも障害当事者が数名含まれていた。ただ、「障害女性当事者である委員」が必要との認識はもたれていたものの、2010年11月の発足当初には一人もおらず、2012年になってから、障害女性である委員が2名加わることになった。²⁰⁾

DPI女性ネットは、「障害者基本法」改正の時にも増して、「障害者差別禁止法」（仮称、その後「障害者差別解消法」として成立）には「障害女性」への複合差別問題を明記してほしいと主張し、その根拠となる資料を提出していた。その最大のものが、次に述べる実態調査報告書である。

差別禁止部会は、約二年間の議論を経て、2012年8月に部会提言として、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見」（以下「意見書」とする）を提出した。ここでは「特に留意を要する領域」として、障害女性への複合差別がとりあげられていた。DPI女性ネットの意見すべてを反映したものではなかったものの、豊富な証拠をもとに取組みの必要性を示したことが、この記述につながり、翌年の差別解消法の附帯決議（次項）につながったといえよう。

障害女性による、障害女性の実態調査報告書

DPI女性ネットは一連の活動の中で、障害女性の生きにくさの実態を明らかにする必要性を痛感してきた。そこで2011年に、政策提言に生かすための障害女性実態調査を行い、翌年、報告書を発表した。従来から、障害女性についての公的な統計は一切なく、生活実態調査も行われてこなかったため、きわめて画期的な調査となった。この「障害のある女性の生活の困難―複合差別実態調査 報告書」（以下「実態調査報告書」）は、差別禁止部会の委員をはじめ、様々な機関や関係者にも配布され、障害女性問題を考える上で大きな手がかりを提供した。

実態調査報告書は「本事業の経緯と目的」を次のように書かれている。少し長いが、引用する。

私たちDPI女性障害者ネットワークは、(略) 法律制度に障害のある女性の施策が盛り込まれるよう、提言・意見具申する等々、働きかけを行ってきました。その中で、「障害者制度改革のための第二次意見」に障害のある女性の複合差別について言及があり、女性の項が盛り込まれました。しかし結局、成立した改正障害者基本法では、「性別」の文字がわずか三ヶ所に記されるのみで、具体的な施策に繋がるものはほとんどありませんでした。

現在の社会の中に障害者差別は存在し、女性への差別も根強く現存しています。(略)

ところが、障害女性の複合差別について社会的認識は低く、国は「障害者」という集団をひとくくりにして、性別による格差に注目せず、また、障害女性を「性のある存在」として尊重する対応をおこたって来ました。それは、公式な障害者統計に男女別の集計がほとんどないことから顕です。

また、障害者運動も、女性固有の困難やニーズに焦点をあてたものは少なく、私たちが抱える問題は気づかれずに放置されてきたといわざるを得ませんでした。同時に女性運動の中でも、障害女性のニーズに着目した取組みはまだ少ないです。

「公表されている事例は?」「数は?」「割合は?」

官庁や議員、マスコミに障害女性の問題を語る時、しばしばこのような問いが返ってきます。しかし、そもそも基礎的データがなく、事例は個人のプライバシーに触れるため、容易には明かせないのです。

そんなもどかさの中、障害女性の困難を、自ら可視化しようと本事業を計画し、調査を始めました。(略)

(DPI女性障害者ネットワーク 2012、傍線筆者)

ここには、障害女性への具体的政策がないこと、政策を求めようにもその根拠となる公式の統計や基礎的データがないというジレンマ、プライバシーの壁、だからこそ実態に明らかにするために自ら調査を行うということが、明確に述べられている。

実態調査は、DPI女性ネットの有志(障害女性を中心に、支援者や研究者など、障害のない女性も含まれている)によって、二つのチームに分かれて行われた。ひとつのチームは障害女性の経験を集めるもので、口コミやいくつかの団体機関紙の広報等を通して75名の障害女性の協力を得て、質問票および聞き取りによって調査を行った。調査結果は「性的被害、夫や恋人からの暴力、就労、恋愛・結婚・離婚、性と生殖、

家事・子育て・家族の介護、介助、無理解、教育、制度・慣例、女性として尊重されない、医療の場で、経済的な問題、希望すること、その他」の15項目に分類され、分析がなされている。報告書に記された「生の声」は、時に読み続けるのがつらいほど過酷なものもあるが、単に「件数」には還元されない問題の深刻さ、複雑さ、同時に「見えにくさ」をも説得力をもって語りかけてくる。

もう一つのチームは、国および地方公共団体の制度・政策を研究するもので、各都道府県の男女共同参画計画や、DV防止計画を中心に障害女性の視点から調査した。両チームの調査結果は、実態調査報告書にまとめられ、発表された。端的にいえば、男女共同参画計画においても、DV防止計画においても、障害のある女性について言及がなされることは少なく、あったとしても、具体的対策はきわめて不十分であり、中にはジェンダーの視点から問題のある記述も見受けられた。²¹⁾

DPI女性ネットはこの実態調査報告書を、政策提言に用いるだけでなく、広く障害女性自身、またその関係者、障害のない女性、あるいは男性にも読んでもらえることを目的として、各メディアの取材を受けたり、各地の集会で宣伝・販売を行ったり、学会発表でとりあげてその様子をNHKで放映させたり、DPI女性ネットのホームページを通して購入できるようにする等の努力を続けている。

この実態調査報告書は、障害女性が受けている複合差別的深刻な実態や当事者の思いを公表した。そして、深刻な状況にもかかわらず障害女性に届く政策がほとんどないことも明らかにした。この報告書は、差別解消法に附帯決議（後述）がつけられることを大きく後押ししたといえるのではないか。

3-2 障害者差別解消法と附帯決議

2012年8月の差別禁止部会「意見書」は、障害者差別禁止法（仮）の制定をめざしてまとめられたものであったが、同年12月に政権交代があったことから、果たして本当に制定されるのか、法案が議会に提出されるのか自体が危うくなっていた。しかし、さまざまなレベルでの働きかけが功を奏して、2013年6月19日の国会で、「障害者差別解消推進法」（以下「差別解消法」）は全員一致で採択された。これは、障害者運動にとっては「長年の悲願」といえるものであったが、さらにDPI女性ネットのメンバー等にとって感慨深かったのは、参議院で出された「附帯決議」であった。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」（参議院）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。（傍線筆者）

ここでは、障害女性と障害児を併記するかたちであるが、複合的な要因で複合的な差別があるということ、その人権擁護をはかる必要性が述べられている。差別解消法の本文にこそ盛り込まれなかったものの、「障害女性への複合差別」の現状認識と、取り組みの必要性が明記されたことは、制度改革のプロセスにおけるさまざまな努力の成果であり、権利条約第6条実施の第一歩と言える。

差別解消法は、それ自体はボリュームが少なく、具体的な差別の定義等を含まない法律である。2016年施行予定であり、現在、基本方針やガイドラインの策定が進められている段階である。だが法律と同等の重みのある附帯決議に「障害女性」という文言が入ったことの意味は大きい。今後どのように政策において具体化されるか、見守っていく必要がある。

3-3 京都府の条例制定における「障害女性」問題

障害者差別をなくすための条例として、千葉県で2006年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されたことは画期的な出来事であり、千葉の条例はその後のすべての自治体条例のモデルとなっている。その後、北海道（2009年）、岩手（2010年）、熊本（2011年）、長崎と沖縄（2013年）と各地で障害者差別禁止条例の制定が進められている。次にみる京都府は、都道府県レベルではこれに続くものである。²²⁾ これまでの条例になく、京都府で進められている条例にはある特徴の一つが「障害のある女性」への言及である。

京都の条例づくりの特徴と障害女性の参画

地方条例の制定には「行政主導」（千葉県など）、「議員主導」（北海道）などいくつかのパターンがあるが、京都府の場合は、行政主導ながら

障害者団体と行政が話し合いの場を持ちながら進めてきた。

京都府条例は現在進行中の事案であり、筆者自身が関わりをもっているものでもあるため、本項ではごく簡単に経過を記すにとどめ、その後、「障害女性」問題との関わりを述べることにしたい。

2009年1月、「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」が20以上の障害者団体および関係団体により結成された。（以下「京都実行委員会」。その後44団体まで増加）条例を視野にゆるやかなネットワークを形成した。

2010年3月、京都実行委員会より京都市議会と京都府議会に条例制定を求める「意見書」を提出。その後、京都府が前向きな姿勢を示し、実行委員会と協議しながら進めることになる。京都府は、先行した千葉県のように「差別と思われる事例」を募集。京都実行委員会の側も2010～2011年にワークショップを府内数箇所で開催し、事例を収集するとともに団体相互の理解を深め、連帯感を強化してきた。

2012年1月、京都府により「条例制定検討会議」の設置が発表され、33名の検討委員が任命されたが、その半数以上は障害者団体および関係団体の代表（つまり障害当事者または家族）であった。（他には、行政の各部署、市町村会・医師会・PTAの代表、企業関係者、労組関係者などが検討委員に就任していた。）しかし検討委員のなかに「障害のある女性」が一人もいなかったことから、京都実行委員会が「女性障害者枠」を要求したところ認められ、障害女性である委員が誕生した。

2012年3月から2013年9月にかけて、全13回の「検討会議」が開催され、多様な角度からの検討が行われた。それと同時並行で、京都実行委員会主催（つまり誰でも参加可）の「検討部会」も開催され、そこには京都府の担当者もオブザーバー参加した。より緊密に議論を深めた検討部会での意見は必ず検討会議に「意見書」のかたちで提出された。こうした体制をとることによって、より多くの障害当事者および関係者の声を反映した条例制定が可能になった。2013年10月、京都府はこれまでの検討内容を「骨子案」にまとめて公表、かつパブリックコメントを全国から募集した。この時も、「検討部会」を中心に活発にパブコメを書く運動が展開された。

この間の京都の条例制定運動において、さまざまな課題が議論されたが、中でも最も大きな盛り上がりを見せたのが、「障害女性への複合差別」の問題であった。それを以下で述べる。

「障害女性」問題を条文化させる取組み

前述のとおり、「女性障害者枠」が設けられた結果として誕生した村田恵子委員は、自らの障害女性という立場と役割を受け止め、「障害女性への複合差別」という問題を京都府の条例に組み込もうと努力した。

具体的には、DPI女性ネットによる「複合差別実態調査報告書」に記された数多くの事例などをもとに障害女性問題についての「意見書」を作成し、検討会議に提出しはじめたのである。村田委員の熱意と真摯な姿勢は、他の検討委員、京都実行委員会のメンバー、周囲の障害者（とくに障害女性）、支援者たちに影響を及ぼしていった。

2012年8月に実行委員会主催で行われた集会では、「障害女性」の問題を訴えるコーナーが設けられ、数人の障害女性当事者が体験を語った。また、先述した「DPI女性ネット」の実態調査報告書の内容も詳しく紹介された。この集会がひとつの契機となり、「京都の条例に障害女性の条項を設けられないか」という問題意識が、検討委員および検討部に浸透していった。

それを受けて、2013年1月には障害女性問題の学習会、同3月には「障害女性」を主題に据えたシンポジウムも開催された。このシンポは以前からDPI女性障害者ネットワークで活発に活動する障害女性と、村田委員をはじめとした京都で複合差別の問題に取り組み始めた障害女性の出会いの場でもあった。²⁵

こうして京都の条例制定運動においては、関係者の間で「障害女性」問題の認知が進んでいった。当初はピンと来ていなかったように思われた検討委員たち（行政職員や企業関係者を含む）の態度も徐々に変化し、検討会議が進行する中で、「障害女性問題の条文化」が真剣に議論されるようになった。ただし、千葉県をはじめ従来の地方条例において「障害のある女性」、あるいは障害者基本法に記載された「性別」といった文言が入ったものは皆無であり、「前例がない」ことから、条文化はかなり難しいように思われた。

まさに壁に直面していた2013年6月、障害者差別解消法が「障害女性」問題を含めた附帯決議とともに採択された。このことは京都の条例制定運動関係者にとって「追い風」と感じられた。

2013年9月に検討会議が終了するにあたって、いくつかこれまでの議論の合意事項が確認されたが、その中に当然「障害女性」の問題も含まれていた。そして迎えた10月のパブリックコメント募集では、京都府内はもちろん、DPI女性ネットのメンバーやリストなども活用して、全国にパブコメを呼びかけた。パブリックコメント募集期間中に、京都実行委員会（検討部会）は「特に意見を寄せてもらいたい問題」として、

障害女性問題を訴え、京都新聞において二度にわたり報道された。²⁶これは村田委員の精力的な働きによって実現したものであった。

その結果、寄せられた898通のパブリックコメントのうち、公表されたところによれば、140通が「障害女性」問題を条例に含むことを求めるものであった。2014年2月末現在、条例案が京都府議会に上程されるのを待っているところである。²⁷

3-4 政策課題化の意義

ここまで、国際レベル、国内レベル、地方レベルでの「障害女性への複合差別」問題の政策課題化の動きを見てきた。ここではその意義を三点にまとめてみる。

まず、第一の意義は、「障害女性への複合差別」という問題を可視化することである。障害女性はしばしば複合的な困難に陥りながら、それを言語化することも難しく、孤立しがちであった。先述したDVの他にも、障害女性は性暴力事件や職場におけるセクシュアルハラスメントに遭った場合、障害のない女性以上に解決が困難であり、そこに介護や経済面の問題も絡まっていることが少なくない。婚姻や妊娠・出産においても、子育てについても、好奇の目で見られる、侮辱を受ける、公的支援の不足等、限りなく問題が存在する。複合的な困難のなかで声をあげる力も奪われてしまうこともある。まず、こうした問題が「存在する」ことを社会に向けて可視化し、困難を増幅させることをストップさせるための取り組みが必要である。

第二の意義は「しくみ作り」が可能になることだ。いくら当該問題に気づいても、障害女性がアクセスしやすい相談窓口など、救済のしくみを整えていくことがなければ、困難を抱えた女性は行き場を失ってしまう。救済のしくみを整えることで、関係諸機関の職員への研修も可能になるだろう。(行政機関や福祉施設において、障害女性への無理解による嫌な体験をした当事者は少なくないことを実態調査報告書は示している。)また、政策課題となることによって、孤立しがちな障害女性にどのように情報を届けるのかという難しい問題についても、対策を講じる道が開かれよう。

第三の意義は、何より、障害女性自身のエンパワメントである。本論ではDPI女性ネットの活動の一部と、京都における条例制定運動の一端を紹介することしかできなかったが、ここでは、障害女性自身が「複合差別」という概念を自らのものにするることによって、自らの体験の意味を書き換え、生き生きと活動しはじめ、社会に向けて発信していき、周りの人々の意識をも変えていく姿が見られた。女性解放運動のスロー

ガンであった「個人的なことは政治的である」と、障害者権利条約のローガンである「我々抜きに我々のことを何も決めるな」の両方が、障害女性の問題の政策課題化のプロセスに見いだせるのである。

おわりにかえて—今後の課題—

冒頭にも述べたとおり、障害女性への複合差別の政策課題化は始まったばかりであり、何もかもが課題と言ってよいほどであるが、最後に二点だけ述べる。

政策面では、障害者差別解消法の2016年施行に向けて基本指針やガイドラインが策定されていく中で、障害女性の視点から状況改善のしくみを考えていく必要がある。具体的な施策を講じていくためには、やはりより広い範囲での障害女性への実態調査を行うことが必要であろう。そして、地方レベルでの政策決定や調査においても、障害女性が参画していけるしくみ作りが望まれる。

次は教育・啓発・研修の課題である。本論文でとりあげた障害女性の運動にせよ、政策課題化の成果にせよ、障害者権利条約第6条にせよ、現状、大多数の障害女性にとっては「別世界の話」だといわざるをえない現状がある。障害者権利条約が国内発効（2014年2月）した今、さまざまなレベルでの効果的な普及・啓発活動や研修が必要であり、そこに障害女性の視点が含まなければならない。

そもそも障害女性は、学校教育においてもその後の生活においても、自らの権利に関わること（健康や性に関わる知識を含む）を学ぶ機会が十分でなかった。²⁸ 学校教育だけでなく、さまざまな機会に障害女性自身が必要な知識を得られるようにするための手立てを考える必要がある。そしてもちろん、当事者以外の人々ととりわけ教育・医療・福祉・行政・企業関係者等²⁹が障害者権利条約について学習する際に、障害女性の複合差別の問題をも学ぶ必要があるだろう。現状は皆無といつてよいだけに、まさしく今後の課題である。

【参考文献】

- 安積遊歩 1993 『癒しのセクシートリップ—わたしは車イスの私が好き』、太郎次郎社
伊藤智佳子編 2004 『女性障害者とジェンダー』一橋出版
上野千鶴子 1993 『複合差別論』『岩波講座 差別と共生の社会学』岩波書店

- 白井久美子・瀬山紀子 2008 「連載 障害女性は今…障害がある女性の貧困について」『DPIわれら自身の声』vol.243
- 小山内美智子 1988 『車椅子からウイック』ネスコ
- 岸田美智子・金満里 1984 『私は女』長征社
- 社団法人東京自治研究センター・DV研究会 2007 『笑顔を取り戻した女性たち—マイノリティ女性たちのDV被害 在日外国人・部落・障害—』、パド・ウイメンズ オフィス
- 瀬山紀子 2002 「声を生み出すこと—女性障害者運動の軌跡—」、石川准・倉本智明編『障害学の主張』、明石書店、145-173頁
- 瀬山紀子 2012 「障害のある女性の複合差別の課題化に向けて—国連障害者権利条約の批准を前に—」、『国際人権ひろば』No.105 (2012年09月発行号) ヒューライツ大阪
- 全国自立生活センター協議会編 2001 『自立生活運動と障害文化—当事者からの福祉論』現代書館
- 知的障がい児のための「ここらからの学習」編集委員会編 2006 『知的障がい児のための「ここらからの学習」—七生養護学校性教育裁判で問われていること—』明石書店
- 長瀬修・川島聡 2004 『障害者権利条約—国連作業部会草案』明石書店
- 東俊裕監修、DPI日本会議編 2007 『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社
- 牧口一二・河野秀忠編 1983 『ラブ—語る。障害者の性』長征社
- 松波めぐみ 2008 『障害をもつ女子の『ジェンダー化』と教育』、木村涼子・古久保さくら編『ジェンダーで考える教育の現在—フェミニズム教育学をめざして』解放出版社、130-146頁
- 松波めぐみ 2013a 『マイノリティ女性の人権』「障害（ディスアビリティ）とジェンダー」、木村涼子・伊田久美子他編『よくわかるジェンダー・スタディーズ』ミネルヴァ書房、188-191頁
- 松波めぐみ 2013b 『障害女性』の問題を可視化する—あるシンポジウムから—、『GLOBE』No.74 (2013年夏号)、公益財団法人世界人権問題研究センター、16-17頁
- 松波めぐみ 2013c 『障害女性』の立場から社会を問う—あるシンポジウムの体験から—、『室報』第51号、関西大学人権問題研究室、10-12頁
- 優生手術に対する謝罪を求める会編 2003 『優生保護法が犯した罪—子どもをもつことを奪われた人々の証言—』現代書館
- DPI女性障害者ネットワーク 2012 『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは— 複合差別実態調査報告書』認定特定非営利活動法人DPI (障害者インターナショナル) 日本会議 (印刷・興栄社)

注

- (1) 上野千鶴子 1993 『複合差別論』『岩波講座 差別と共生の社会学』岩波書店。この上野の論考はその後の単著『差異の政治学』(2002年、岩波書店)にも収録され、よく引用されている。
- (2) こうした状況を説明する言葉として、米国の社会における「汚れたシャツを人前で洗うな」問題—黒人社会における性差別や暴力事件を表沙汰にすると、そこに白人がつけてくるため、問題を晒すべきでないという圧力が黒人女性にかかること—がある。マイノリティの共同体を、差別する外側(マジョリティ社会)から守るために、マイノリティ内部の女性は沈黙を強いられるという構造である。

- (3) 松波(2013a)では被差別部落の女性、在日外国人の女性を中心に「複合差別」について考察した。なお、「マイノリティ女性」だけでなく、たとえば「性的少数者である障害者」「外国籍の障害者」への複合差別も重大な問題であり、差別禁止部会でも言及された。
- (4) この「第二次意見」は3節で述べるように、障害者制度改革推進会議に対してDPI女性障害者ネットワークが活発に働きかけた結果まとめられたものである。
- (5) このパンフレットはweb上で公開されている。http://dpiwomenet.choumusubi.com/ganda2.txt
〔障害女性の複合差別についてのQ&A〕2012年8月23日
- (6) 瀬山(2002)、伊藤(2004)、社団法人東京自治研究センター・DV研究会(2007)、DPI女性障害者ネットワーク(2012)など。先述の上野(1993)では、障害女性である安積優歩の経験(安積1993)を複合差別の視点から分析している。
- (7) 都道府県のDV防止計画でも、障害者や高齢者の一時保護には社会福祉施設やデイケア施設を用いることが記載されている。こうした施設は一般に利用されているため住所地なども特定されやすく、DV被害に対応した一時保護施設のようなセキュリティはなく、安全とは言えない。(DPI女性障害者ネットワーク2012、44頁、45頁)
- (8) 先述の障害者制度改革推進会議「第二次意見」(2010年)では「障害のある女性」、差別解消法附帯決議(2013年)では「障害女性」、京都府の条例案(2014年)では「障害のある女性」となっている。
- (9) 岸田・金(1984)、牧口・河野編(1983)、安積(1993)、小山内(1988) 全国自立生活センター協議会編(2001)など。
- (10) この裁判は、脳性まひの女性である被害者が「同じような事件が二度と起きないために」実名を公表して闘ったものであり、TVなどマスメディアでも報道された。大企業における障害者差別、セクハラ相談窓口による二次被害、警察の対応、裁判のそれぞれに問題が見出される。被害者を「支える会」のブログでも情報発信をしている。http://satomi-heart.cocolog-nifty.com/
- (11) もちろんそれ以前にも、個別の障害者団体の内部で、女性の間で共通する体験が語られることはあったであろう。たとえば長い歴史をもつ視覚障害・視覚障害団体には婦人部(女性部)がある。しかしこれは団体じたいは男性中心の構造があったことの裏返しであるし、女性たちから一般社会への提言を行うこと等はほとんどなかったようだ。
- (12) 優生手術に対する謝罪を求める会編(2003)が詳しい。
- (13) 牧口・河野(1983)は当時の運動や地域生活の雰囲気伝える。瀬山(2002)は、1970年代から継続して行われてきた「車いす市民集会」の分科会での議論を手がかりに、特に「性」に関わって何が問題化されたのかを追っている。
- (14) 1970年代と80年代に二度、優生保護法反対の動きがあり、その際、「産む、産まないは女が決める」を主張する女性運動と、「女性の自己決定」の名のもとに自らの生命が脅かされると感じる障害者運動の対立があったとされる。しかしそこで「障害者」として語るのは障害男性であり、複雑な状況におかれた障害女性が十分に声を発せていたとはいえなかった。
- (15) 長瀬・川島(2004)。
- (16) 東、DPI日本会議(2007)。この本では、自ら国連の特別委員会を傍聴した障害女性であり、熊本県議会議員の平野みどりが「障害女性」関連条項について解説している(36-39頁)。なお、本論文における条約の日本語訳は、この本の「川島・長瀬訳」からとっている。
- (17) 障害者権利条約では、ここに挙げた以外にも、前文、意識向上に関する第3条、健康に関する第25条、十分な生活水準及び社会保護に関する第28条、障害のある人の権利に関する委員会についての第34条にも、第6条の趣旨が挿入されている。34条は、障害者に関わる政策決定場面が「ジェンターの釣り合いがとれた」ものであることを求めている。ここからは、日本における「差別禁止部会」や京都府での「条例検討会議」が当初「障害男性の委員はいても障害女性はいない」状態であり、後

- に是正されたことを想起させられる。
- (18) この点に関わって瀬山(2012)は、国際的に「障害女性」条項が必要とされた困難な状況を述べつつ、日本においても障害女性への複合差別が女性施策からも障害者施策からも漏れてきたことを整理している。
- (19) このパンフは、避難所のような場(急に障害のある人となない人が同じ場で生活することになった場)で必要な配慮について、さまざまな障害種別の人が直面しうる困難をふまえてわかりやすく示したものであり、障害女性への配慮も含まれている。2011年3月末に作成され、改良を重ねながら広く配布された。DPII女性ネットのウェブサイトからダウンロードできる(2014年3月現在。 <http://dpiwomens.chounusubi.com/>)
- (20) 2012年5月より加わったうちの一人である加納恵子(関西大学教員)委員は京都在住であり、京都の条例制定をめざす運動においても学習会講師、シンポジスト等のかたちで協力を惜しまなかった。
- (21) たとえば愛知県における「盲女性の家庭生活訓練事業」など、男女の性別役割分業を当然視した上での支援策である。視覚障害者にとって「調理、裁縫、洗濯、掃除」等の生活訓練は有益なものであるが、それを女性に限定することは、「女性ならできて当然」という価値観の裏返しであり、男女共同参画社会の方向性に逆行するものだと指摘されている。(実態調査報告書、41-42頁)
- (22) 市町村レベルでは、さいたま市で2011年、八王子市で2011年、別府市で2013年に条例が制定されている。
- (23) 筆者は2009年1月の「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」立ち上げの直前から事務局員として参加し、「検討部会」の準備も手伝ってきた。
- (24) このことは、障害女性が在籍している障害者団体等においても、代表は男性が務めていることがほとんどであるという現状を反映している。
- (25) このシンポジウムのこと、松波(2013b)(2013c)で簡単に報告した。
- (26) 京都新聞は、条例制定過程で障害女性問題が焦点化されたことを継続して報道した。2013年10月3日の記事では、京都府から発表された条例の「骨子案」に障害女性問題が含まれていなかったことについて、「先進的提言 欠落なぜ―検討会議委員が不信感」 「女性障害者問題、検証期間に触れず」という見出しをつけて報じていた。10月17日は実行委員会が主催した「パブリックコメントを書く会」(ハートピア京都)取材し、「・・・性別と障害の二重差別に苦しむ女性障害者の問題(略)などをパブコメとして府に求めるよう訴えた」と記事を結んでいる。
- (27) 本論文の校正段階である2014年3月11日、京都府議会本会議において、「障害のある人もない人も共に生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」(案)が可決成立した。ここでは「速報」にとどめることにする。第二条(基本理念) 4項に「全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合については、その状況に応じた適切な配慮がなされること」とある。合理的配慮における「性別」の配慮も盛り込まれた。複合差別について言及された、日本で初めての条例となった。
- (28) この問題に関わっては、その一端を松波(2008)で指摘した。障害児の性教育をめぐることは、東京都の七尾養護学校の実践への弾圧などに見られるように、多くの課題がある。知的障がい児のための「こころとからだの学習」編集委員会編(2006)他。